

更生医療について

更生医療の概要

更生医療は、身体障がい者の更生のための医療給付制度です。身体障がい者の障がいを軽減・除去し、日常生活能力や職業能力の回復向上を図るため、指定自立支援医療機関によりおこなわれます。

通常、医療保険では医療費の3割が自己負担となりますが、この制度を併用した場合、自己負担は1割に軽減されます。また、利用者の収入や世帯の所得額に応じて、毎月の支払額の上限が設定されます。

なお、申請には治療開始前の手続きが必要となります。

申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②保険証
- ③医師意見書(様式は健康福祉課にあります。)
- ④身体障害者手帳
- ⑤マイナンバーが分かるもの

※平成28年1月1日より個人番号(マイナンバー)の記入が必要となりますのでご注意ください。

- ⑥受給者証(更新申請の場合)

対象者

18歳以上で、医療を受ける部位の身体障害者手帳を持っている方が対象となります。

18歳未満の児童は、育成医療の対象となります。

有効期間

最大で1年

対象となる障がいおよび医療

手帳で認定された障がいの対象となります。

対象となる障がいの種類は以下の9種類です。

＜対象となる障がい及び医療＞		
	対象となる障がい	医療の具体例
1	肢体不自由	人工関節置換術・理学療法ほか
2	心臓機能障がい	ペースメーカー植え込み術・人工弁置換術・心臓移植術ほか
3	じん臓機能障がい	人工透析(腹膜透析・血液透析)・じん臓移植・じん臓移植後の抗免疫療法ほか
4	肝臓機能障がい	肝臓移植・肝臓移植後の抗免疫療法
5	小腸機能障がい	中心静脈栄養法(IVH)
6	免疫機能障がい	抗HIV療法・免疫調整療法ほか
7	視覚障がい	白内障手術・網膜剥離術・水晶体摘出術ほか
8	聴覚障がい	人工内耳植え込み術・形成術ほか
9	音声・言語・そしゃく機能障がい	形成術・歯科矯正術ほか